二　附則第二十項において準用する附則第十三項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

| 標準報酬月額の等級 | 増加負担割合 |
|---|---|
| 第一級 | 百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第二級 | 百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第三級 | 百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第四級 | 百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第五級 | 百分の二十に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第六級 | 百分の十四に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第七級 | 百分の九に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第八級 | 百分の五に二分の一を乗じて得た割合 |
| 第九級 | 百分の二に二分の一を乗じて得た割合 |

附　則

１　この変更は、令和八年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

２　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日文部科学大臣認可）

二十八受文科高第千二百四十一号。以下「平成二十八年変更規程」という。）附則第二項の規定により第一条の規定による変更前の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第十二条第一項第三号の規定を適用しないこととされた者であって、実施日まで引き続き加入者の資格を有するものについては、日本私立学校振興・共済事業団共済規程附則第三項から第十一項までの規定は、同日以降引き続き平成二十八年変更規程の実施の日において使用されていた学校法人等に使用されている間は、適用しない。

３　第一条の規定による変更後の日本私立学校振興・共済事業団共済規程第二十五条の五並びに別表第一及び別表第二の規定は、実施日以後の期間における基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率（それぞれ私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項に規定する基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率をいう。以下この項において同じ。）について適用し、実施日前の期間において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

令和八年十月二十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

## 裁決の公告

東京弁護士会が令和７年８月８日に告知した同会所属弁護士片山律会員（登録番号28306）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年８月19日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年８月25日　日本弁護士連合会

## 裁決の公告

第二東京弁護士会が令和７年８月28日に告知した同会所属弁護士松井武会員（登録番号23111）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年８月19日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同月25日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年８月25日　日本弁護士連合会

## 裁決の公告

神奈川県弁護士会が令和７年10月20日に告知した同会所属弁護士杉山程彦会員（登録番号37300）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年８月19日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年９月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年９月１日　日本弁護士連合会

## 裁決の公告

第二東京弁護士会が令和８年３月11日に告知した同会所属弁護士下村悠介会員（登録番号59917）に対する懲戒処分（業務停止６月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、同年９月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年10月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

## 裁決の公告

神奈川県弁護士会が令和７年10月29日に告知した同会所属弁護士鈴木健会員（登録番号25621）に対する懲戒処分（業務停止１年）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年９月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年10月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

## 裁決の公告

大阪弁護士会が令和７年11月11日に告知した同会所属弁護士南鄕誠治会員（登録番号27438）に対する懲戒処分（退会命令）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年９月15日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を変更し同人の業務を６月間停止する旨裁決し、この裁決は同年10月１日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

令和８年10月１日　日本弁護士連合会

## 弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し

令和８年９月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登録

| （月　日） | （登録番号） | （所属会） | （氏　名） |
|---|---|---|---|
| ９月１日 | 42231 | 長野県 | 平栗　拓朗 |
| ９月１日 | 55693 | 東京 | 船波　恵子 |
| ９月１日 | 57562 | 第二東京 | 天野　文雄 |
| ９月１日 | 58319 | 兵庫県 | 片山亜衣子 |
| ９月１日 | 65075 | 第二東京 | 目加田歩実 |
| ９月１日 | 68873 | 第一東京 | 出縄　英行 |
| ９月１日 | 68874 | 第一東京 | 小野佑里乃 |
| ９月１日 | 68875 | 第一東京 | 山田　雅秋 |
| ９月１日 | 68876 | 第二東京 | 佐藤美由紀 |
| ９月１日 | 68877 | 大阪 | 奥田　藍美 |
| ９月１日 | 68878 | 大阪 | 本橋　京治 |
| ９月１日 | 68879 | 東京 | 山野目章夫 |
| ９月１日 | 68880 | 東京 | 中田　和範 |
| ９月１日 | 68881 | 大阪 | 島村　雅之 |
| ９月１日 | 68882 | 大阪 | 堀端　優一 |
| ９月１日 | 68883 | 東京 | 鹿子木　康 |
| ９月11日 | 68884 | 仙台 | 田野　晴季 |
| ９月11日 | 68885 | 神奈川県 | 二瓶　真和 |
| ９月15日 | 25623 | 神奈川県 | 世古　博孝 |
| ９月15日 | 44956 | 大阪 | 小西　健太 |
| ９月15日 | 50688 | 第一東京 | 木田　晃一 |
| ９月15日 | 58184 | 東京 | 松原　彩 |
| ９月15日 | 61786 | 京都 | 吉田　絢 |
| ９月15日 | 62267 | 第二東京 | 吉田　桂子 |
| ９月15日 | 68886 | 熊本県 | 乙部　竜夫 |
| ９月15日 | 68887 | 京都 | 本庄　正英 |
| ９月15日 | 68888 | 東京 | 川瀬麻衣子 |
| ９月15日 | 68889 | 東京 | 五味　陸哉 |
| ９月17日 | 50939 | 第二東京 | 江口みず奈 |